

別添仕様書（物件番号48～51 施設名 直江庁舎）

契約書に定める貸付物件に自動販売機を設置する際の条件を以下のとおりとする。

1 販売商品の種類及び販売価格

物件番号	種類	販売価格
48～51	容器：缶、ペットボトル 種類：飲料 (利用者ニーズに配慮し、品揃えが偏らないよう工夫すること)	一般市場価格から10円安い価格で販売すること

※一般市場価格：事業者が自動販売機設置場所で、実際に販売する場合の価格

2 自動販売機の種類

- * CO2排出抑制や省エネに考慮したタイプ（例えばノンフロン対応、ヒートポンプ式、ピークカット式、学習省エネ式など）の機械を導入すること。
- * 広告宣伝等は避けたものとする。（飲料メーカーそのものの配色やロゴを妨げるものではない。）

3 回収ボックスの設置

- * 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、借受人（乙）の責任で適切に回収・リサイクルすること。
ただし、隣接する自動販売機の設置者と調整して、必要数の回収ボックスを設置することを認める。その際には、事業者間の責任分担を明確にしておくこと。

4 自動販売機の安全対策

- * 自動販売機の設置にあたっては、JIS規格「自動販売機の据付基準」や業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」等の基準に従い、据付面を十分に確認したうえで、安全板やボルト等を利用して安全に設置すること。
また、設置後は安全面に問題がないか定期的に確認すること。

5 自動販売機の維持管理

- * 自動販売機の手配、点検修理、商品の補填、売上金回収、使用済み容器の回収、清掃等、一連の作業を、借受人（乙）の責任を持って実施するフルサービス方式で管理を行うこと。
- * 原則毎週1回以上、自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。
- * 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、借受人（乙）の責任において対応すること。

6 その他の条件

- * 契約期間開始後は速やかに飲料等の販売を開始すること。
- * 借受人（乙）は、電気、水道等の使用量を計る専用メーターを設置することとし、そのメーターにより県が計測し算出した光熱水費を支払うこと。
- * 自動販売機の搬入及び撤去の日時や経路については、石川県と協議すること。
- * 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間や経路については、石川県の指示に従うこと。
- * その他記載のない事項については、入札案内書によるものとする。